# 令和７年度補正予算・令和８年度補正予算　重点支援地方交付金の活用状況について
# 山口県長門市

■実施状況　　＜令和８年８月時点＞

| | 令和７年度補正予算 | 令和８年度補正予算 |
|---|---|---|
| 交付限度額 | 4 億 8771 万円 | 2008 万円 |
| うち令和７年度　交付決定額 | 4 億 8771 万円（100%） | —円（—%） |
| うち令和８年度　交付決定額 | 0 円（0%） | 2008 万円（100%） |
| 残額 | 0 円（0%） | 0 円（0%） |

■主な事業概要　※規模の大きい事業を最大５つ程度記載（詳細は別途実施計画をご覧ください）

## 生活者支援

**◆ぷちとくながと生活優待券第四弾発行事業　　事業費：２億７，３６４万円（R7 補正を活用）**　※食料品特別加算を活用

市内の店舗で使用可能な優待券８千円分を全市民に配布することにより家計負担の軽減と市内消費拡大を図り、もって市内経済の活性化を図る。

**◆水道料金減免事業　　事業費：１，６５０万円（R8 補正を活用）**

市内の水道契約者（住民・事業者）に対して、10 月１日に予定している料金改定の影響分について水道料金１期分を減免する。

**◆住まい快適リフォーム助成事業　　事業費：１，９９５万円（R7 補正を活用）**　※食料品特別加算を活用

市内施工事業者を利用した市民の住宅リフォーム工事の費用の一部（２割・上限１０万円、断熱改修・市内産木材活用・子育て世帯に関して上限額の各最大１０万円の加算あり）について、市内取扱店で使用できる商品券により支援を行う。

## 事業者支援

**◆ながとプレミアム宿泊券事業　　事業費：２億５，７０３万円（R7 補正を活用）**

本市の中核産業である観光産業のサプライチェーンの頂点となるホテル・旅館業のエネルギー価格高騰に対する影響を緩和するため、市内宿泊者を対象に市内で使用可能なプレミアム商品券付宿泊券（プレミアム率２０%）を発行し、観光客の誘客と地域経済の活性化を図る。

**◆飼料等高騰対策畜産経営緊急支援事業　　事業費：５，１６４万円（R7 補正を活用）**

配合飼料価格の高騰により影響を受けている畜産農家に対して、安定的な事業継続を図るため、飼料の価格高騰分の一部に対し、支援を行う。（肥育牛＠１４，０００円、繁殖牛＠１０，０００円、鶏＠６０円、豚＠８００円）

※事業費の全部又は一部に本交付金を充当予定

# 令和８年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金　活用予定事業（令和8年8月25日現在）

（単位：円）

| 実施計画書No | 事業名 | 担当課 | 事業の概要<br>①目的・効果<br>②交付金を充当する経費内容<br>③積算根拠<br>④事業の対象（交付対象者、対象施設等） | 事業始期 | 事業終期 | 事業費 | 交付対象経費 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 物価高騰対策観光需要創出支援事業 | 観光政策課 | ①物価高騰により経営負担が増している市内観光関連事業者の事業継続を支援し、雇用の維持を図るため、市内宿泊施設の需要が落ち込む閑散期（9月・12月・1月・2月）に、貸切バスを利用して「市内宿泊施設へ宿泊する団体旅行を取り扱う国内旅行事業者が造成する旅行商品を取り扱う国内旅行事業者（以降、（ア））」及び「市内宿泊施設に宿泊する訪日外国人旅行者の団体旅行を取り扱う国内外の旅行事業者（以降、（イ））」に対し、旅行商品の催行実績に応じて助成金を交付する。<br>②業務委託料<br>③（ア）貸切バス1台当たりの乗車人数に応じて助成<br>・助成限度額：１事業者当たり600千円<br>・助成事業運営事務費：助成額の５％程度<br>（イ）市内に1泊以上宿泊するツアーが助成対象<br>・助成限度額：1事業者当たり300千円<br>・助成事業運営事務費：助成額の５％程度<br>④市内旅行関連事業者 | R8.4 | R9.3 | 7,790,000 | 4,410,000 |
| 2 | 水道料金減免事業 | 上下水道局 | ①物価高騰の影響を受けている生活者や事業者の経済的負担を軽減するため、長門市と水道の契約をする全ての使用者（官公庁施設を除く）に対し、10月1日に予定している料金改定の影響分について水道料金1期分を減額し、減額分を水道事業会計に繰り出す。<br>②水道事業補助金<br>③水道料金改定影響額（令和8年12月期～令和9年1月期）を減免<br>④官公庁施設を除くすべての契約者（個人・事業者） | R8.12 | R9.1 | 16,500,000 | 11,552,000 |
| 3 | 飲料用井戸等利用者支援事業 | 生活環境課 | ①物価高騰の影響を受けている生活者や事業者の経済的負担を軽減するため水道料金支援事業の対象とならない飲料用井戸等利用者に対し助成金を交付する。<br>②支援交付金及び事務費<br>③支援交付金（生活者）@3,000円×1,000世帯＝3,000千円、支援交付金（事業所）@3,000円×100事業所＝300千円、事務費（職員手当等）450千円、事務費（役務費）363千円<br>④上記、水道料金支援事業の対象とならない契約者（個人・事業者） | R8.7 | R9.2 | 4,113,000 | 4,113,000 |
| 計 | | | | | | 28,403,000 | 20,075,000 |

※事業費、交付対象経費は予定額のため、予算書上の数値と一致しない場合があります。

また、今後の執行状況により充当する事業や経費の内容を変更する場合があります。